

事務連絡
令和5年7月27日

一般社団法人 日本アレルギー学会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

花粉症患者の診療に関する対応について

平素より、アレルギー疾患対策に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）の対象アレルギー疾患の1つである花粉症について、令和5年4月及び5月に「花粉症に関する関係閣僚会議」が開催され、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策を3本柱とする「花粉症対策の全体像」が取りまとめられました。このうち、発症・曝露対策として、花粉症に係る医療・相談体制の整備推進や、アレルゲン免疫療法に関する適切な情報提供や広報等が盛り込まれています。

つきましては、各医療機関における花粉症患者の診療につき、下記の点に御留意いただくよう、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

記

1. 花粉症患者を診療する際は、「アレルギー総合ガイドライン」（発行：日本アレルギー学会）や「鼻アレルギー診療ガイドライン」（発行：日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会）等の最新版を御参照の上、患者の症状に合わせて適切な治療を選択するとともに、花粉への曝露を軽減するための花粉症予防行動についての指導を行ってください。その際、アレルギーポータル「アレルギー動画集」（※）についても御活用ください。

（※）アレルギーポータル「アレルギー動画集」（リンクフリー）

<https://allergyportal.jp/knowledge/movie/>

（「花粉症」及び「舌下免疫療法」の動画があります。）

2. 対症療法では治療効果が乏しい患者に対しては、患者の意向も踏まえ、「アレルゲン免疫療法の手引き」（発行：日本アレルギー学会）等を御参照の上、アレルゲン免疫療法（舌下免疫療法又は皮下免疫療法）の実施を

御検討ください。なお、舌下免疫療法の実施にあたっては、あらかじめ舌下免疫療法の治療薬の処方医として登録が必要となることや、処方薬局における医薬品供給の状況等に御留意ください。

3. 各医療機関において、アレルギー免疫療法（舌下免疫療法又は皮下免疫療法）の実施ができない場合や当該治療法に係る技術的助言等が必要である場合は、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院をはじめとする適切な医療機関に御相談ください。

（参考 1）内閣官房「花粉症に関する関係閣僚会議」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/index.html>

花粉症対策の全体像（概要）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/230530_gaiyou.pdf

花粉症対策の全体像（本文・工程表）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/230530_honbun.pdf

（参考 2）花粉症対策の全体像（第 2 回花粉症に関する関係閣僚会議資料）より抜粋

<現状>

花粉症を含むアレルギー疾患の医療・相談体制については、国が指定する 2 つの中心拠点病院や都道府県が指定する都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした体制整備を推進しているほか、関係学会と連携し、アレルギー専門医等を都道府県、市区町村ごとに検索できる仕組みを整備するなど医療機関情報の発信を行っている。

（中略）

花粉症の根治（治癒）を図るための有効な治療法として、アレルギー免疫療法が近年注目されている。アレルギー免疫療法は、アレルギーの原因となるアレルギー物質を薬剤にして定期的に投与することで、アレルギー症状を出にくくする治療法であり、皮下免疫療法と舌下免疫療法の 2 種類がある。平成 30 年（2018 年）には、舌下錠を用いた舌下免疫療法が保険適用されたが、数年にわたる治療・通院が必要であることもあり、十分に普及していない。令和 4 年（2022 年）には計画的な治療・管理に係る診療報酬上の評価が設けられたところであり、今後、普及が期待されている。

<今後の取組>

関係学会と連携した診療ガイドラインの改訂や対症療法等の医療・相談体制の整備に

引き続き取り組む。アレルギー免疫療法について、花粉が飛散していない時期に治療を開始する必要があることを踏まえ、治療を必要とする患者が花粉の飛散時期終了後速やかに医療機関を受診できるよう、ウェブサイト、医療機関等における適切な情報提供の推進や広報に引き続き取り組む。このうち、舌下錠を用いた舌下免疫療法については、年間の治療薬供給量を、今後5年以内に、現在の約25万人分から約100万人分へと増加させるべく、森林組合等への協力要請、企業への増産に向けた要請等に速やかに着手する。一方で、現時点においては治療薬の供給に一定の限界があることから、まずは、花粉飛散開始に合わせて早めに対症療法を開始することが有効であること、また、対症療法では効果が不十分な方には舌下免疫療法が推奨されることを周知するとともに、今後の治療薬の増産を念頭に置きつつ、舌下免疫療法の更なる普及と適切な提供体制の整備のため、学会等を通じた医療機関等への協力要請、実施医療機関のリスト化及び周知、オンライン診療可能な医療機関の周知等を進める。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

電話：03-5253-1111（内線2291）

E-mail：mhlw-disease@mhlw.go.jp

担当：中山・知野見・宮本